

# 美幌町水防計画新旧対照表

平成29年3月

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p><b>第2章 水防組織と機構</b></p> <p><b>第2節 河川管理者、隣接市町管理団体、消防組合及び警察官並びに水防団体との協力、応援</b></p> <p>(河川管理者の協力)</p> <p>第1 河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に、次の協力を<del>行う</del>。</p> <p>1 北海道開発局長の協力事項</p> <p>(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(網走川・美幌川の水位、雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材等の貸与</p> <p>(5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の伝達・収集等を行うための水防管理者団体への職員派遣（リエゾン・テックフォース派遣）</p> <p>2 北海道知事の協力事項</p> <p>(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材等の貸与</p> <p>(以下 略)</p> <p>(消防機関への出動要請)</p> <p>第3 水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、美幌・津別広域事務組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備又は、出動を要請するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 増水、<del>氾</del>濫等の応急処置</p> <p>(以下 略)</p>	<p><b>第2章 水防組織と機構</b></p> <p><b>第2節 河川管理者、隣接市町管理団体、消防組合及び警察官並びに水防団体との協力、応援</b></p> <p>(河川管理者の協力)</p> <p>第1 水防管理者は、下記の事項について河川管理者と協議し同意を得て、水防活動の協力を求めることができる。</p> <p>1 河川に関する情報の提供</p> <p>2 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>3 水防訓練への河川管理者の参加</p> <p>4 資機材の提供</p> <p>5 情報共有を行うための職員の派遣</p> <p>6 その他水防管理者が必要と認める事項</p> <p>(以下 略)</p> <p>(消防機関への出動要請)</p> <p>第3 水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、美幌・津別広域事務組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備又は、出動を要請するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 増水、<u>はん</u>濫等の応急処置</p> <p>(以下 略)</p>	<p>水防法の一部改正</p> <p>文言整理</p>

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新								旧								説明																																																																																	
<b>第3章 重要水防区域の水防施設</b>								<b>第3章 重要水防区域の水防施設</b>								水位の設定要領改訂による修正																																																																																	
<b>第2節 水防施設</b>								<b>第2節 水防施設</b>																																																																																									
第1 庁内河川の水位及び雨量観測所は、次のとおりとする。								第1 庁内河川の水位及び雨量観測所は、次のとおりとする。								水位の設定要領改訂による修正																																																																																	
(水位観測)								(水位観測)																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位 置</th> <th>所 管 (観測者)</th> <th>水防団待機 水 位</th> <th>氾濫注意水 位</th> <th>避難判断水 位</th> <th>氾濫危険水 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>美幌</td> <td>美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 <u>600m</u></td> <td>北海道開発局 (自記観測)</td> <td>9.40</td> <td>9.80</td> <td>12.00</td> <td>12.30</td> </tr> <tr> <td>美幌川</td> <td>美幌橋</td> <td>美幌町字<u>美芳</u> 美幌橋下流 50m</td> <td>北海道開発局 (自記観測)</td> <td>9.40</td> <td>9.70</td> <td>11.20</td> <td>11.40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>美幌川</td> <td>美幌町字報徳 26-1 地先</td> <td>北海道 (自記観測)</td> <td>13.36</td> <td>14.59</td> <td></td> <td>15.71</td> </tr> <tr> <td>魚無川</td> <td>魚無川</td> <td>美幌町字青山南 11 地先</td> <td>北海道 (自記観測)</td> <td>25.06</td> <td>25.35</td> <td>25.82</td> <td>26.03</td> </tr> </tbody> </table>								河川名	観測所名	位 置	所 管 (観測者)	水防団待機 水 位	氾濫注意水 位	避難判断水 位	氾濫危険水 位		網走川	美幌	美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 <u>600m</u>	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.80	12.00	12.30	美幌川	美幌橋	美幌町字 <u>美芳</u> 美幌橋下流 50m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.70	11.20	11.40		美幌川	美幌町字報徳 26-1 地先	北海道 (自記観測)	13.36	14.59		15.71	魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	北海道 (自記観測)	25.06	25.35	25.82	26.03	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>位 置</th> <th>所 管 (観測者)</th> <th>水防団待機 水 位</th> <th>はん濫注意水 位</th> <th>避難判断水 位</th> <th>はん濫危険水 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>美幌</td> <td>美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 <u>400m</u></td> <td>北海道開発局 (自記観測)</td> <td>9.40</td> <td>9.80</td> <td>12.00</td> <td>12.30</td> </tr> <tr> <td>美幌川</td> <td>美幌橋</td> <td>美幌町字<u>三橋</u> 美幌橋下流 50m</td> <td>北海道開発局 (自記観測)</td> <td>9.40</td> <td>9.70</td> <td>11.60</td> <td>11.90</td> </tr> <tr> <td></td> <td>美幌川</td> <td>美幌町字報徳 26-1 地先</td> <td>北海道 (自記観測)</td> <td>13.36</td> <td>14.59</td> <td></td> <td>15.71</td> </tr> <tr> <td>魚無川</td> <td>魚無川</td> <td>美幌町字青山南 11 地先</td> <td>北海道 (自記観測)</td> <td>25.06</td> <td>25.38</td> <td>25.60</td> <td>26.22</td> </tr> </tbody> </table>									河川名	観測所名	位 置	所 管 (観測者)	水防団待機 水 位	はん濫注意水 位	避難判断水 位	はん濫危険水 位	網走川	美幌	美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 <u>400m</u>	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.80	12.00	12.30	美幌川	美幌橋	美幌町字 <u>三橋</u> 美幌橋下流 50m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.70	11.60	11.90		美幌川	美幌町字報徳 26-1 地先	北海道 (自記観測)	13.36	14.59		15.71	魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	北海道 (自記観測)	25.06	25.38	25.60	26.22
河川名	観測所名	位 置	所 管 (観測者)	水防団待機 水 位	氾濫注意水 位	避難判断水 位	氾濫危険水 位																																																																																										
網走川	美幌	美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 <u>600m</u>	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.80	12.00	12.30																																																																																										
美幌川	美幌橋	美幌町字 <u>美芳</u> 美幌橋下流 50m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.70	11.20	11.40																																																																																										
	美幌川	美幌町字報徳 26-1 地先	北海道 (自記観測)	13.36	14.59		15.71																																																																																										
魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	北海道 (自記観測)	25.06	25.35	25.82	26.03																																																																																										
河川名	観測所名	位 置	所 管 (観測者)	水防団待機 水 位	はん濫注意水 位	避難判断水 位	はん濫危険水 位																																																																																										
網走川	美幌	美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 <u>400m</u>	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.80	12.00	12.30																																																																																										
美幌川	美幌橋	美幌町字 <u>三橋</u> 美幌橋下流 50m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.70	11.60	11.90																																																																																										
	美幌川	美幌町字報徳 26-1 地先	北海道 (自記観測)	13.36	14.59		15.71																																																																																										
魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	北海道 (自記観測)	25.06	25.38	25.60	26.22																																																																																										
(雨量観測)								(雨量観測)								気象台意見による修正																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所区</th> <th>轄分</th> <th>観測所名</th> <th>河川名</th> <th>位 置</th> <th>観測者名</th> <th>通 報 先 (照 会 先)</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北海道開発局</td> <td>美幌</td> <td>網走川</td> <td>美幌町字鳥里 <u>3丁目</u></td> <td>自動観測</td> <td>網走開発建設部 北見河川事務所</td> <td>0157 23-6118</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美幌岬</td> <td>美幌川</td> <td>美幌町字古梅 <u>337</u></td> <td>自動観測</td> <td>網走開発建設部 北見河川事務所</td> <td>0157 23-6118</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>美幌</td> <td>美幌川</td> <td>美幌町字福住</td> <td>自動観測</td> <td>網走地方気象台</td> <td>0152 43-4348</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>魚無川</td> <td>魚無川</td> <td>美幌町字青山南 11 地先</td> <td>自動観測</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								所区	轄分	観測所名	河川名	位 置	観測者名	通 報 先 (照 会 先)	電話番号		北海道開発局	美幌	網走川	美幌町字鳥里 <u>3丁目</u>	自動観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118		美幌岬	美幌川	美幌町字古梅 <u>337</u>	自動観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118		気象庁	美幌	美幌川	美幌町字福住	自動観測	網走地方気象台	0152 43-4348		北海道	魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	自動観測				<table border="1"> <thead> <tr> <th>所区</th> <th>轄分</th> <th>観測所名</th> <th>河川名</th> <th>位 置</th> <th>観測者名</th> <th>通 報 先 (照 会 先)</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北海道開発局</td> <td>美幌</td> <td>網走川</td> <td>美幌町字鳥里 <u>8番地</u></td> <td>自記観測</td> <td>網走開発建設部 北見河川事務所</td> <td>0157 23-6118</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美幌岬</td> <td>美幌川</td> <td>美幌町字古梅 <u>国有林</u></td> <td>自記観測</td> <td>網走開発建設部 北見河川事務所</td> <td>0157 23-6118</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>美幌</td> <td>美幌川</td> <td>美幌町字福住</td> <td>自記観測</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>魚無川</td> <td>魚無川</td> <td>美幌町字青山南 11 地先</td> <td>自記観測</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									所区	轄分	観測所名	河川名	位 置	観測者名	通 報 先 (照 会 先)	電話番号	北海道開発局	美幌	網走川	美幌町字鳥里 <u>8番地</u>	自記観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118		美幌岬	美幌川	美幌町字古梅 <u>国有林</u>	自記観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118		気象庁	美幌	美幌川	美幌町字福住	自記観測				北海道	魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	自記観測				気象台意見による修正	
所区	轄分	観測所名	河川名	位 置	観測者名	通 報 先 (照 会 先)	電話番号																																																																																										
北海道開発局	美幌	網走川	美幌町字鳥里 <u>3丁目</u>	自動観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118																																																																																											
	美幌岬	美幌川	美幌町字古梅 <u>337</u>	自動観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118																																																																																											
気象庁	美幌	美幌川	美幌町字福住	自動観測	網走地方気象台	0152 43-4348																																																																																											
北海道	魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	自動観測																																																																																													
所区	轄分	観測所名	河川名	位 置	観測者名	通 報 先 (照 会 先)	電話番号																																																																																										
北海道開発局	美幌	網走川	美幌町字鳥里 <u>8番地</u>	自記観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118																																																																																											
	美幌岬	美幌川	美幌町字古梅 <u>国有林</u>	自記観測	網走開発建設部 北見河川事務所	0157 23-6118																																																																																											
気象庁	美幌	美幌川	美幌町字福住	自記観測																																																																																													
北海道	魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	自記観測																																																																																													
(以下 略)								(以下 略)								気象台意見による修正																																																																																	

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明																																
<p><b>第4章 通信連絡</b></p> <p><b>第1節 気象警報等の通信連絡</b></p> <p>(水防活動用予警報等)</p> <p>第1 防管理者又は水防に關係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方気象台、網走開発建設部及びオホーツク総合振興局網走建設管理部から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。</p> <p>1 水防活動用予警報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報 〔法第10条第1項 気象業務法第14条 の2第1項〕</td> <td>大雨注意報・大雨警報 <b>大雨特別警報</b> 洪水注意報・洪水警報</td> <td>網走地方気象台</td> <td>一般向け注意報及び警報の発表をもって代える</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕</td> <td>注意報・警報</td> <td>網走地方気象台 網走開発建設部</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</td> </tr> <tr> <td>水防警報 〔法第16条第1項〕</td> <td>待機・準備・出勤・指示・解除</td> <td>網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設管理部</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。</u></p> <p>※ 指定河川洪水予報（美幌町関係）…網走川水系網走川、美幌川</p> <p>※ 水防警報…網走開発建設部又は網走建設管理部が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。</p> <p>※ 水防警報河川（美幌町関係）…網走川、美幌川、魚無川</p>		種類	発表機関	摘要	気象予警報 〔法第10条第1項 気象業務法第14条 の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 <b>大雨特別警報</b> 洪水注意報・洪水警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える	洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕	注意報・警報	網走地方気象台 網走開発建設部	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	水防警報 〔法第16条第1項〕	待機・準備・出勤・指示・解除	網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	<p><b>第4章 通信連絡</b></p> <p><b>第1節 気象警報等の通信連絡</b></p> <p>(水防活動用予警報等)</p> <p>第1 防管理者又は水防に關係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方気象台、網走開発建設部及びオホーツク総合振興局網走建設管理部から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。</p> <p>1 水防活動用予警報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報 〔法第10条第1項 気象業務法第14条 の2第1項〕</td> <td>大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報</td> <td>網走地方気象台</td> <td>一般向け注意報及び警報の発表をもって代える</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕</td> <td>注意報・警報</td> <td>網走地方気象台 網走開発建設部</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</td> </tr> <tr> <td>水防警報 〔法第16条第1項〕</td> <td>待機・準備・出勤・指示・解除</td> <td>網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設管理部</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>水防活動用注意報、警報及び情報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報、警報及び情報に含めて発表されるものである。従って、はん濫注意情報が発表されたときは、直ちに水防活動用の情報が発表されたことになる。</u></p> <p>※ 指定河川洪水予報（美幌町関係）…網走川水系網走川、美幌川</p> <p>※ 水防警報…網走開発建設部又は網走建設管理部が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。</p> <p>※ 水防警報河川（美幌町関係）…網走川、美幌川、魚無川</p>		種類	発表機関	摘要	気象予警報 〔法第10条第1項 気象業務法第14条 の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える	洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕	注意報・警報	網走地方気象台 網走開発建設部	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	水防警報 〔法第16条第1項〕	待機・準備・出勤・指示・解除	網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	気象台意見による修正
	種類	発表機関	摘要																															
気象予警報 〔法第10条第1項 気象業務法第14条 の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 <b>大雨特別警報</b> 洪水注意報・洪水警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える																															
洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕	注意報・警報	網走地方気象台 網走開発建設部	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報																															
水防警報 〔法第16条第1項〕	待機・準備・出勤・指示・解除	網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																															
	種類	発表機関	摘要																															
気象予警報 〔法第10条第1項 気象業務法第14条 の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える																															
洪水予報 〔法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項〕	注意報・警報	網走地方気象台 網走開発建設部	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報																															
水防警報 〔法第16条第1項〕	待機・準備・出勤・指示・解除	網走開発建設部 オホーツク総合振興局網走建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																															

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p>(水防活動用気象予警報等の伝達)</p> <p>第2 水防管理者は、水防活動用予警報・指定河川洪水予報・水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。</p> <p><u>1 水防活動用気象予警報（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>(水防活動用気象予警報等の伝達)</p> <p>第2 水防管理者は、水防活動用予警報・指定河川洪水予報・水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。</p> <p><u>1 水防活動用気象予警報（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>気象台意見による修正</p>

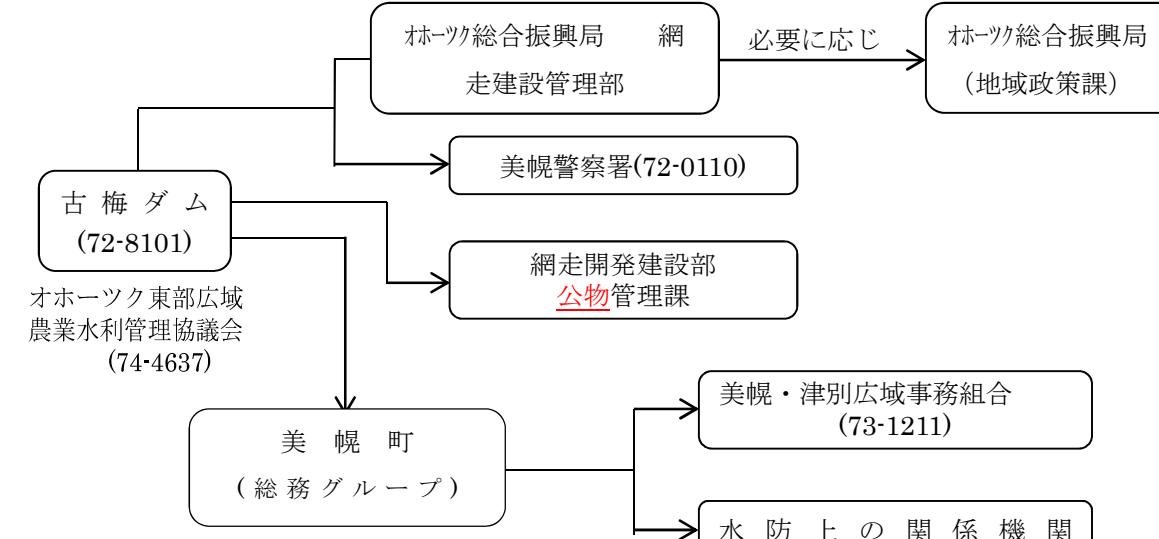
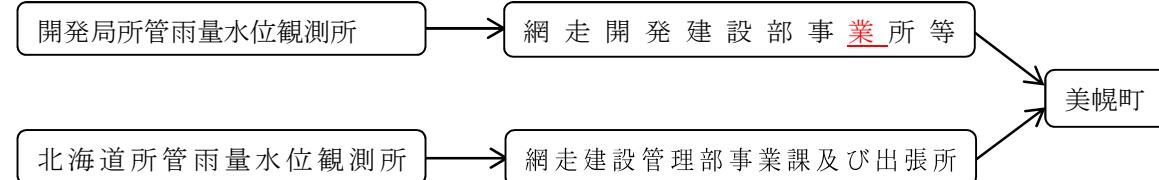
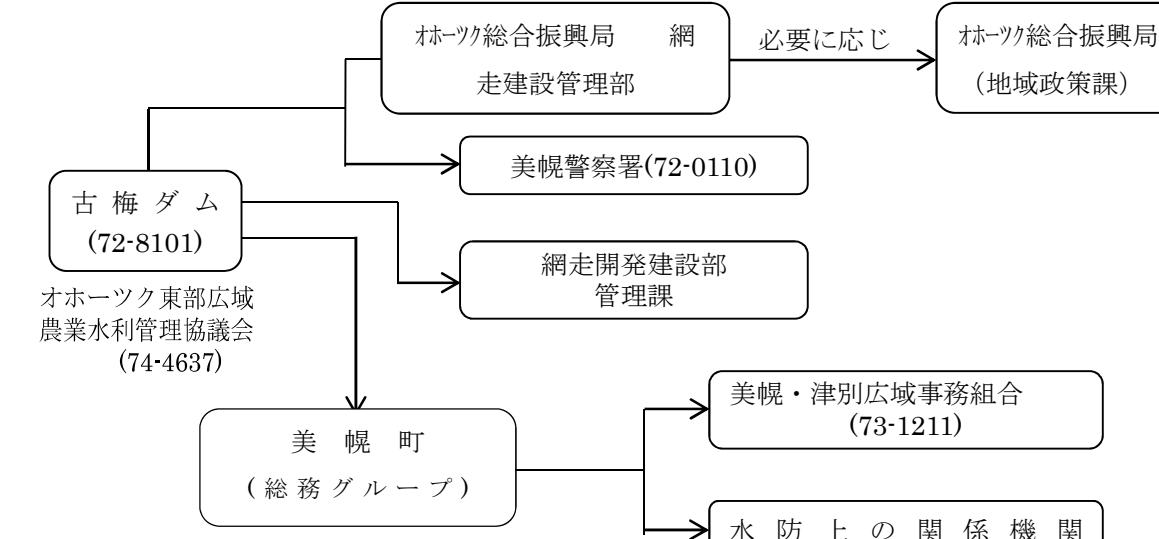
美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p><u>2 指定河川洪水予報 (法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</u></p> <pre> graph TD     subgraph New [ ]         direction TB         A1[網走地方気象台] &lt;--&gt; A2[網走開発建設部 (治水課)]         A2 --&gt; A3[北海道警察 北見方面本部]         A2 --&gt; A4[オホーツク総合振興局 (地域政策課)]         A2 --&gt; A5[北海道]         A2 --&gt; A6[消防庁]         A2 --&gt; A7[NHK北見放送局]         A2 --&gt; A8[水防上の関係機関]         A3 --&gt; A9[NTT東日本 仙台センタ]         A3 --&gt; A10[NTT西日本 福岡センタ]         A4 --&gt; A9         A5 --&gt; A9         A6 --&gt; A9         A7 --&gt; A9         A8 --&gt; A9         A9 --&gt; A11[美幌町 (総務グループ)]         A11 --&gt; A12[住民]         A12 --&gt; A13[広報室等]         A12 --&gt; A14[サイレン等]         A13 --&gt; A15[美幌・津別広域事務組合]         A14 --&gt; A15         A15 --&gt; A12         A11 --&gt; A16[水防上の関係機関]         A16 --&gt; A17[NHK北見放送局]         A17 --&gt; A18[住民]         A18 --&gt; A19[広報車等]         A18 --&gt; A20[サイレン等]         A19 --&gt; A21[美幌・津別広域事務組合]         A20 --&gt; A21         A21 --&gt; A18     end     </pre> <p>.....→ は放送      → は警報のみ</p> <p>(以下 略)</p>	<p><u>2 指定河川洪水予報 (法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</u></p> <pre> graph TD     subgraph Old [ ]         direction TB         A1[網走地方気象台] &lt;--&gt; A2[網走開発建設部 (治水課)]         A2 --&gt; A3[北海道警察 北見方面本部]         A2 --&gt; A4[オホーツク総合振興局 (地域政策課)]         A2 --&gt; A5[北海道]         A2 --&gt; A6[防災関係機関]         A2 --&gt; A7[NHK北見放送局]         A2 --&gt; A8[水防上の関係機関]         A3 --&gt; A9[NTT東日本 仙台センタ]         A3 --&gt; A10[NTT西日本 大阪センタ]         A4 --&gt; A9         A5 --&gt; A9         A6 --&gt; A9         A7 --&gt; A9         A8 --&gt; A9         A9 --&gt; A11[美幌町 (総務グループ)]         A11 --&gt; A12[住民]         A12 --&gt; A13[広報室等]         A12 --&gt; A14[サイレン等]         A13 --&gt; A15[美幌・津別広域事務組合]         A14 --&gt; A15         A15 --&gt; A12         A11 --&gt; A16[水防上の関係機関]         A16 --&gt; A17[NHK北見放送局]         A17 --&gt; A18[住民]         A18 --&gt; A19[広報車等]         A18 --&gt; A20[サイレン等]         A19 --&gt; A21[美幌・津別広域事務組合]         A20 --&gt; A21         A21 --&gt; A18     end     </pre> <p>.....→ は放送      → は警報のみ</p> <p>(以下 略)</p>	<p>気象台意見による修正</p>

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新			旧			説明
《水防警報の種類、内容及び発表基準》						
種類	内 容	発 表 基 準	種類	内 容	発 表 基 準	
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動時間が長くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	
警 戒	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指して警戒するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	警 戒	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指して警戒するもの。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p>(雨量及び水位の観測通報系統図)</p> <p>第3 雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph LR     A[開発局所管雨量水位観測所] --&gt; B[網走開発建設部事務所等]     C[北海道所管雨量水位観測所] --&gt; D[網走建設管理部事業課及び出張所]     B --&gt; E[美幌町]     D --&gt; E   </pre> <p>(ダムの情報の通報系統図)</p> <p>第4 ダムの通報系統図は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph TD     A[オホーツク総合振興局 網走建設管理部] --&gt; B[オホーツク総合振興局 (地域政策課)]     A --&gt; C[美幌警察署(72-0110)]     A --&gt; D[網走開発建設部 公物管理課]     E[古梅ダム(72-8101)] --&gt; C     E --&gt; D     F[オホーツク東部広域農業水利管理協議会(74-4637)] --&gt; D     F --&gt; G[美幌町 (総務グループ)]     G --&gt; H[美幌・津別広域事務組合(73-1211)]     G --&gt; I[水防上の関係機関]     B --&gt; J[必要に応じ]     J --&gt; B   </pre>	<p>(雨量及び水位の観測通報系統図)</p> <p>第3 雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph LR     A[開発局所管雨量水位観測所] --&gt; B[網走開発建設部事業所等]     C[北海道所管雨量水位観測所] --&gt; D[網走建設管理部事業課及び出張所]     B --&gt; E[美幌町]     D --&gt; E   </pre> <p>(ダムの情報の通報系統図)</p> <p>第4 ダムの通報系統図は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph TD     A[オホーツク総合振興局 網走建設管理部] --&gt; B[オホーツク総合振興局 (地域政策課)]     A --&gt; C[美幌警察署(72-0110)]     A --&gt; D[網走開発建設部 管理課]     E[古梅ダム(72-8101)] --&gt; C     E --&gt; D     F[オホーツク東部広域農業水利管理協議会(74-4637)] --&gt; D     F --&gt; G[美幌町 (総務グループ)]     G --&gt; H[美幌・津別広域事務組合(73-1211)]     G --&gt; I[水防上の関係機関]   </pre>	修正
		修正

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p><b>第4章 水防活動</b></p> <p><b>第1～3節 (略)</b></p> <p><b>第4節</b> (水防工法)</p> <p>第1 水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し最も有効適切な工法で実施するものとする。</p> <p>工法については国土交通省<a href="#">水管理・国土保全局河川環境課水防企画室</a>で発刊している「水防のしおり」を参考とする。</p>	<p><b>第4章 水防活動</b></p> <p><b>第1～3節 (略)</b></p> <p><b>第4節</b> (水防工法)</p> <p>第1 水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し最も有効適切な工法で実施するものとする。</p> <p>工法については国土交通省<a href="#">河川局防災課</a>で発刊している「水防のしおり」を参考とする。</p>	修正

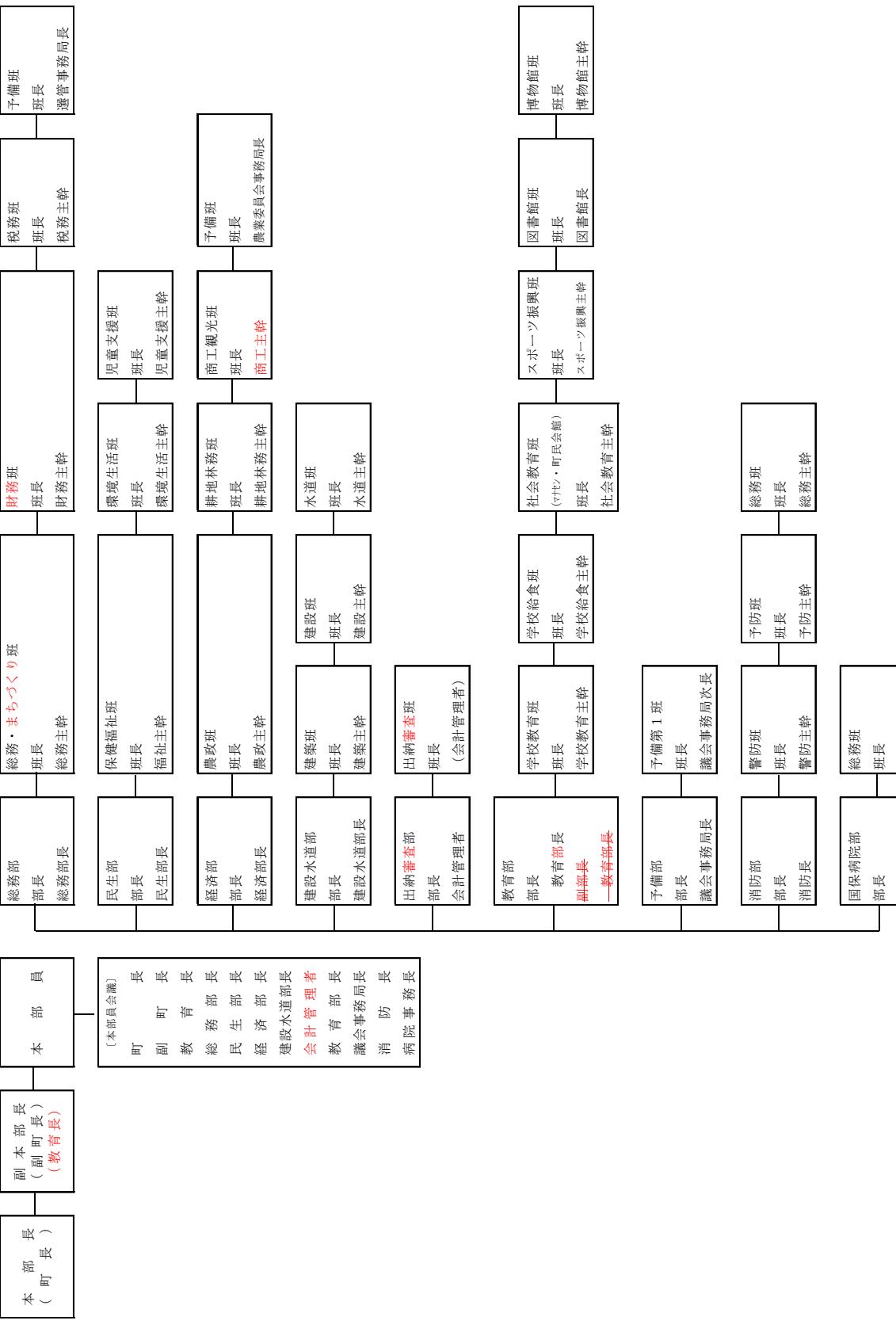
新	旧	説明
<p><b>第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</b></p> <p><b>第1節 浸水想定区域の避難確保等</b></p> <p><u>(浸水想定区域の指定)</u></p> <p>第1 法第14条の規程により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p><u>(浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置)</u></p> <p>第1 法第15条第1項の規程により市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関すること</p> <p>3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。））でその利用者の洪水、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>(3) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参考して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）</p> <p>5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p>		水防法一部改正に伴う反映

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p><u>(洪水ハザードマップ)</u></p> <p><u>第1 本町では洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯へ配付している。</u></p> <p><u>また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態としている。</u></p> <p><u>この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</u></p> <p><u>(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)</u></p> <p><u>第1 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p>		

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

別表1 水防本部の組織



別表1 水防本部の組織



副本部長  
に教育長  
を追加

## 説明

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新			旧	説明							
<b>別表2</b> <b>水防本部の業務分担</b> 本部の各部、班の業務分担は、次のとおりとする。 <u>ただし、災害の規模等によりこの限りではない。</u>			<b>別表2</b> <b>水防本部の業務分担</b> 本部の各部、班の業務分担は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務・<u>まちづく</u> り班</td> <td>           1 災害対策の総括に関すること。            2 災害対策本部等の設置に関すること。            3 防災会議に関すること。            4 気象、地震、予警報の収集及び伝達に関すること。            5 災害情報の収集及び状況報告に関すること。            6 自衛隊の派遣要請に関すること。            7 庁内の非常配備体制に関すること。            8 部内・部間の連絡調整に関すること。            9 非常時の非常通信計画の作成実施に関すること。            10 町民の避難誘導に関すること。            11 町民に対する警報、避難命令に関すること。            12 災害報道、記事及び災害写真、ビデオ等の収録に関すること。            13 災害情報の公表に関すること。            14 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。            15 道路の通行規制及び総合調整に関すること。            16 職員の非常招集に関すること。            17 職員等の食糧、寝具、災害出動用被服等の調達及び配布に関すること。            18 職員のり災者の調査等に関すること。            19 労務供給対策に関すること。            20 報道機関との連絡に関すること。            21 災害広報に関すること。            22 自治会及び自主防災組織に関すること。            23 その他、他の部、班に属さないこと。         </td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>           1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関すること。            2 国、道に対する要請及び報告に関すること。            3 災害統計に関すること。            4 災害現場の活動状況等に関すること。            5 災害と総合計画の調整に関すること。            6 り災者の食糧供給に関すること。            7 灾害関係予算の編成及び資金の調達に関すること。            8 灾害関係経費の経理に関すること。            9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関すること。            10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関すること。            11 輸送に関すること         </td> </tr> </tbody> </table>			部名	班名	業務分担	総務部	総務・ <u>まちづく</u> り班	1 災害対策の総括に関すること。 2 災害対策本部等の設置に関すること。 3 防災会議に関すること。 4 気象、地震、予警報の収集及び伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び状況報告に関すること。 6 自衛隊の派遣要請に関すること。 7 庁内の非常配備体制に関すること。 8 部内・部間の連絡調整に関すること。 9 非常時の非常通信計画の作成実施に関すること。 10 町民の避難誘導に関すること。 11 町民に対する警報、避難命令に関すること。 12 災害報道、記事及び災害写真、ビデオ等の収録に関すること。 13 災害情報の公表に関すること。 14 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 15 道路の通行規制及び総合調整に関すること。 16 職員の非常招集に関すること。 17 職員等の食糧、寝具、災害出動用被服等の調達及び配布に関すること。 18 職員のり災者の調査等に関すること。 19 労務供給対策に関すること。 20 報道機関との連絡に関すること。 21 災害広報に関すること。 22 自治会及び自主防災組織に関すること。 23 その他、他の部、班に属さないこと。	財務班	1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関すること。 2 国、道に対する要請及び報告に関すること。 3 災害統計に関すること。 4 災害現場の活動状況等に関すること。 5 災害と総合計画の調整に関すること。 6 り災者の食糧供給に関すること。 7 灾害関係予算の編成及び資金の調達に関すること。 8 灾害関係経費の経理に関すること。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関すること。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関すること。 11 輸送に関すること	
部名	班名	業務分担									
総務部	総務・ <u>まちづく</u> り班	1 災害対策の総括に関すること。 2 災害対策本部等の設置に関すること。 3 防災会議に関すること。 4 気象、地震、予警報の収集及び伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び状況報告に関すること。 6 自衛隊の派遣要請に関すること。 7 庁内の非常配備体制に関すること。 8 部内・部間の連絡調整に関すること。 9 非常時の非常通信計画の作成実施に関すること。 10 町民の避難誘導に関すること。 11 町民に対する警報、避難命令に関すること。 12 災害報道、記事及び災害写真、ビデオ等の収録に関すること。 13 災害情報の公表に関すること。 14 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 15 道路の通行規制及び総合調整に関すること。 16 職員の非常招集に関すること。 17 職員等の食糧、寝具、災害出動用被服等の調達及び配布に関すること。 18 職員のり災者の調査等に関すること。 19 労務供給対策に関すること。 20 報道機関との連絡に関すること。 21 災害広報に関すること。 22 自治会及び自主防災組織に関すること。 23 その他、他の部、班に属さないこと。									
	財務班	1 避難者及び人的被害者の把握、名簿の作成に関すること。 2 国、道に対する要請及び報告に関すること。 3 災害統計に関すること。 4 災害現場の活動状況等に関すること。 5 災害と総合計画の調整に関すること。 6 り災者の食糧供給に関すること。 7 灾害関係予算の編成及び資金の調達に関すること。 8 灾害関係経費の経理に関すること。 9 町有財産の被害調査及び応急対策並びに災害保険に関すること。 10 車の借り上げ及び町有車両の運行管理に関すること。 11 輸送に関すること									
(以下 略)			(以下 略)								
				追加 組織改編							

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新			旧			説明
別表2 水防本部の業務分担			別表2 水防本部の業務分担			
部名	班名	業務分担	部名	班名	業務分担	
民生部	保健福祉班	<p>(略)</p> <p><u>10 り災者に関する生活保護に関すること</u></p> <p>11 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関すること。</p> <p>12 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</p> <p>13 避難施設への誘導に関すること。</p> <p>14 医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>15 北見地域保健室との連絡調整に関すること。</p> <p>16 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。</p>	民生部	保健福祉班	<p>(略)</p> <p><u>10 福祉施設の炊き出し計画及び食糧の確保に関すること。</u></p> <p><u>11 福祉施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。</u></p> <p><u>12 避難施設への誘導に関すること。</u></p> <p><u>13 医療機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>14 北見地域保健室との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>15 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。</u></p>	業務分担の修正
	環境生活班	<p>1 救護者の調査確認に関すること。</p> <p>2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関すること。</p> <p>3 救護物資調達、保管及び配給に関すること。</p> <p><u>4 災害死亡者の火葬及び埋葬に関すること。</u></p> <p><u>5 災害による人口動態の調査把握に関すること。</u></p> <p><u>6 行方不明者の捜索に関すること。</u></p> <p><u>7 被災地の巡回公聴活動に関すること</u></p> <p><u>8 自治会への協力要請に関すること。</u></p> <p><u>9 被災地の環境衛生に関すること</u></p> <p><u>10 災害時による塵芥、汚物の処理に関すること。</u></p> <p><u>11 被災地の死亡獣畜等の運搬に関すること。</u></p> <p><u>12 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関すること。</u></p>		環境生活班	<p>1 救護者の調査確認に関すること。</p> <p>2 救護物資の調査、配給計画の調査立案に関すること。</p> <p>3 救護物資調達、保管及び配給に関すること。</p> <p><u>4 り災者に対する生活保護に関すること。</u></p> <p><u>5 災害死亡者の火葬及び埋葬に関すること。</u></p> <p><u>6 災害による人口動態の調査把握に関すること。</u></p> <p><u>7 行方不明者の捜索に関すること。</u></p> <p><u>9 被災地の巡回公聴活動に関すること</u></p> <p><u>10 自治会への協力要請に関すること。</u></p> <p><u>11 被災地の環境衛生に関すること</u></p> <p><u>12 災害時による塵芥、汚物の処理に関すること。</u></p> <p><u>13 被災地の死亡獣畜等の運搬に関すること。</u></p> <p><u>14 り災者被保険者証の再交付及び保険料の減免等の措置に関すること。</u></p>	
	児童支援班	<p>1 保育園、コミュニティセンター、保育所、学童保育所、児童センター、<u>子ども発達支援センター</u>、子育て支援センター、幼児ことばの教室利用者等の避難誘導に関すること。</p> <p>2 り災保育園等の医療、防疫、給食等に関すること。</p>		児童支援班	<p>1 保育園、コミュニティセンター、保育所、学童保育所、児童センター、<u>母子通園センター</u>、子育て支援センター、幼児ことばの教室利用者等の避難誘導に関すること。</p> <p>2 り災保育園等の医療、防疫、給食等に関すること。</p>	
(以下 略)						
出納審査部	班名	業務分担	出納部	班名	業務分担	名称変更
	出納審査班	<p>1 災害時における出納事務に関すること。</p> <p>2 災害による物品購入及び払出の検収に関すること。</p> <p>3 災害における援護、見舞金品の出納保管に関すること。</p>		出納班	<p>1 災害時における出納事務に関すること。</p> <p>2 災害による物品購入及び払出の検収に関すること。</p> <p>3 災害における援護、見舞金品の出納保管に関すること。</p>	
(以下 略)						
国保病院部	班名	業務分担	国保病院部	班名	業務分担	文言整理
	総務班	<p>1 り災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。</p> <p>2 救急医療活動に関すること。</p> <p>3 医療機関との連絡に関すること。</p>		総務班	<p>1 り災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。</p> <p>2 <u>救急医療対策本部での</u>救急医療活動に関すること。</p> <p>3 医療機関との連絡に関すること。</p>	

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	別表4 美幌町の非常配備体制の動員方法	別表4 美幌町の非常配備体制の動員方法	説明
	<p>ア 注意体制</p> <pre> graph LR     A[総務主幹] --&gt; B[防災担当主査]     B --&gt; C[担当職員]     C --- D["建設水道部 (対応可能全職員)"]   </pre> <p>イ 第1～第3 非常配備体制</p> <pre> graph TD     A[本部長(町長・教育長)] --&gt; B[副本部長]     B --&gt; C[総務部長]     C --&gt; D[各担当主査]     C --&gt; E[所属の各主幹]     E --&gt; F[各担当主査]     C --&gt; G[民生部長]     G --&gt; H[各担当主査]     C --&gt; I[経済部長]     I --&gt; J[各担当主査]     C --&gt; K[建設水道部長]     K --&gt; L[各担当主査]     C --&gt; M[教育部長]     M --&gt; N[所属の各主幹]     N --&gt; O[各担当主査]     C --&gt; P[会計管理者]     P --&gt; Q[担当主査]     C --&gt; R[議会事務局長]     R --&gt; S[次長]     S --&gt; T[係長]     C --&gt; U[農業委員会事務局長]     U --&gt; V[各担当主査]     C --&gt; W[選挙管理委員会事務局長]     W --&gt; X[担当主査]     C --&gt; Y[消防長]     Y --&gt; Z[所属の各主幹]     Z --&gt; AA[各担当主査]     C --&gt; BB[病院事務長]     BB --&gt; CC[総務主幹]     CC --&gt; DD[各担当主査]   </pre> <p>第1非常配備 第2非常配備 第3非常配備体制</p> <p>災害担当職員</p>	<p>ア 注意体制</p> <pre> graph LR     A[総務主幹] --&gt; B[防災担当主査]     B --&gt; C[担当職員]   </pre> <p>イ 第1～第3 非常配備体制</p> <pre> graph TD     A[本部長(町長)] --&gt; B[副本部長(副町長)]     B --&gt; C[総務部長]     C --&gt; D[防災担当主査]     C --&gt; E[所属の各主幹]     E --&gt; F[各担当主査]     C --&gt; G[民生部長]     G --&gt; H[各担当主査]     C --&gt; I[経済部長]     I --&gt; J[各担当主査]     C --&gt; K[建設水道部長]     K --&gt; L[各担当主査]     C --&gt; M[教育長]     M --&gt; N[所属の各主幹]     N --&gt; O[各担当主査]     C --&gt; P[会計管理者]     P --&gt; Q[担当主査]     C --&gt; R[議会事務局長]     R --&gt; S[次長]     S --&gt; T[係長]     C --&gt; U[農業委員会事務局長]     U --&gt; V[各担当主査]     C --&gt; W[選挙管理委員会事務局長]     W --&gt; X[担当主査]     C --&gt; Y[消防長]     Y --&gt; Z[所属の各主幹]     Z --&gt; AA[各担当主査]     C --&gt; BB[病院事務長]     BB --&gt; CC[総務主幹]     CC --&gt; DD[各担当主査]   </pre> <p>第1非常配備 第2非常配備 第3非常配備体制</p> <p>災害担当職員</p>	<p>配備体制の修正</p> <p>組織改編</p> <p>副本部長に教育長を追加</p>

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新												旧												説明
別表5 重要水防区域・低地帯浸水区域												別表5 重要水防区域・低地帯浸水区域												
(1) 重要水防区域												(1) 重要水防区域												
H28.4.1現在												H28.4.1現在												
市町名 河川名 左右岸 種別 重要度 築堤名 距離 票箇所 延長 位置 計画高水位 計画築堤高 現況築堤高 備考												市町名 河川名 左右岸 種別 築堤名 距離 票箇所 延長 位置 計画高水位 計画築堤高 現況築堤高												
美幌町	網走川	左岸	堤防高	B	美禽築堤	26.10~26.70	2.48	27.40	10.29	11.79	12.48		網走川	左岸	堤防高	美禽築堤	26.10~26.30	0.23	26.20	9.12	10.62	11.13		H28 重要水防箇所調書に基づく修正
			堤防高	B	美幌左岸築堤	29.30~29.90	0.61	29.60	12.37	13.87	14.43				堤防高	美禽築堤	26.50~28.70	2.03	27.80	10.48	11.98	12.69		
			堤防高	B	美幌左岸築堤	30.10~30.30	0.17	30.20	13.42	14.92	15.28				堤防高	瑞治築堤	24.50~25.90	1.44	25.20	8.30	9.80	10.21		
			堤防高	B	美幌左岸築堤	30.70~30.90	0.23	30.80	14.75	16.25	11.38				堤防高	瑞治築堤	26.30~27.90	1.88	27.00	9.91	11.41	11.85		
		右岸	堤防高	B	瑞治築堤	24.50~27.90	3.69	26.20	9.12	10.62	11.38				堤防高	美幌右岸築堤	27.90~28.90	0.99	28.40	11.25	12.75	13.18		
			堤防高	B	美幌右岸築堤	27.90~30.10	2.00	29.00	11.83	13.33	14.11				堤防高	美幌右岸築堤	29.10~30.10	0.79	29.80	12.37	13.87	14.13		
			堤防断面	B	美幌左岸築堤	29.90~30.90	0.96	30.40	13.84	15.34	15.69				堤防断面	美幌左岸築堤	30.30~30.70	0.37	30.40	13.84	15.34	15.69		
			堤防断面	B	瑞治築堤	25.30~25.70	0.38	25.40	8.46	9.96	10.44				堤防断面	美幌右岸築堤	33.40~33.50	0.14	33.40	21.36	22.86	23.29		
		左岸	堤防断面	B	瑞治築堤	26.70~26.90	0.36	26.80	9.71	11.21	11.67				堤防断面	美幌左岸築堤	33.50~33.50	0.19	29.80	12.58	14.08	14.93		
			法崩れすべり	B	美幌左岸築堤	33.40~33.50	0.14	33.40	21.36	22.86	23.29	堤防詳細点検			法崩れすべり	美幌左岸築堤	33.50~33.50	0.14	33.40	21.36	22.86	23.29		
			法崩れすべり	B	美和築堤	33.50~38.60	5.21	36.00	29.53	31.03	31.79	堤防詳細点検			法崩れすべり	美和築堤	33.50~38.60	5.21	36.00	29.53	31.03	31.79		
			一 工作物	B	網走川鉄道橋	29.10	1	29.10	11.93	13.43	13.42				一 工作物	網走川鉄道橋	29.10	1箇所	29.10	11.93	13.43	13.42		
		右岸	一 工作物	B	美禽橋	29.20	1	29.20	12.02	13.52	13.64				一 工作物	美禽橋	29.20	1箇所	29.20	12.02	13.52	13.64		
			一 工作物	B	上美幌橋	36.00	1	36.00	29.49	30.99	30.25				一 工作物	上美幌橋	36.00	1箇所	29.49	30.99	30.25			
			新堤防	要注意	美禽左岸築堤	31.90	1	31.90	17.19	18.69					新堤防	美禽左岸築堤	2.10~2.30	0.21	2.20	12.12	13.12	13.26		
			旧川跡	要注意	美禽築堤	26.50~26.55	0.06	26.60	9.51	11.01	11.43				旧川跡	美禽築堤	2.50~3.60	1.19	3.00	13.22	14.22	14.58		
		左岸	旧川跡	要注意	美禽築堤	26.80~26.85	0.05	26.80	9.71	11.21	11.54				旧川跡	美禽築堤	2.10~2.30	0.21	2.20	12.12	13.12	13.15		
			旧川跡	要注意	美禽築堤	27.30~27.40	0.10	27.40	10.29	11.79	12.48				旧川跡	美禽築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美禽築堤	27.65~27.80	0.14	27.80	10.67	12.17	12.81				旧川跡	美禽築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美禽築堤	28.28~28.30	0.02	28.20	11.06	12.56	13.19				旧川跡	美禽築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美禽築堤	28.60~28.64	0.03	28.60	11.46	12.96	13.58				旧川跡	美禽築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美幌左岸築堤	29.95~30.00	0.04	30.00	12.96	14.64	15.21				旧川跡	美幌左岸築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美和築堤	33.78~33.90	0.13	33.80	22.68	24.18	24.42				旧川跡	美和築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美和築堤	34.25~34.30	0.05	34.20	23.93	25.43	25.69				旧川跡	美和築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美和築堤	35.58~35.75	0.17	35.60	28.19	29.69	30.30				旧川跡	美和築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美和築堤	37.28~37.30	0.03	37.20	33.20	34.70	35.31				旧川跡	美和築堤	2.50~3.50	1.02	3.00	13.22	14.22	14.45		
			旧川跡	要注意	美和築堤	37.35~37.60	0.19	37.40	33.77	35.27	35.97													

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新										旧										説明		
別表6 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準										別表6 警報・注意報の種類、発表基準										水位の設定要領改訂による修正		
1 指定河川洪水予報										1 指定河川洪水予報										水位の設定要領改訂による修正		
(1) 略										(1) 略										水位の設定要領改訂による修正		
(2) 洪水予報の基準水位										(2) 洪水予報の基準水位										水位の設定要領改訂による修正		
予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)	水位の設定要領改訂による修正		
網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	北緯 43° 50' 10" 東経 144° 05' 53"	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	北緯 43° 50' 10" 東経 144° 05' 53"	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	水位の設定要領改訂による修正			
		本郷	網走郡大空町女満別 本郷219	北緯 43° 53' 52" 東経 144° 07' 58"	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75		本郷	網走郡大空町女満別 本郷219	北緯 43° 53' 52" 東経 144° 07' 58"	2.60	3.20	4.90	5.20	5.75	水位の設定要領改訂による修正			
美幌川	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	北緯 43° 49' 45" 東経 144° 07' 19"	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03	美幌川	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	北緯 43° 49' 45" 東経 144° 07' 19"	9.40	9.70	11.60	11.90	12.03	水位の設定要領改訂による修正		
(3) 洪水予報の種類・標題										(3) 洪水予報の種類・標題										水位の設定要領改訂による修正		
種類		情報名		発表基準						種類		情報名		発表基準						水位の設定要領改訂による修正		
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」		「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>						「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」		「はん濫発生情報」 又は 「はん濫発生情報 (はん濫水の予報)」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫が発生したとき</li> <li>・はん濫が継続しているとき</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
		「氾濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>								「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に到達したとき</li> <li>・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
		「氾濫警戒情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達する と見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続している とき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</li> </ul>								「はん濫警戒情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき)</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
(3) 洪水予報の種類・標題										(3) 洪水予報の種類・標題										水位の設定要領改訂による修正		
種類		情報名		発表基準						種類		情報名		発表基準						水位の設定要領改訂による修正		
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」		「はん濫発生情報」 又は 「はん濫発生情報 (はん濫水の予報)」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫が発生したとき</li> <li>・はん濫が継続しているとき</li> </ul>						「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」		「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に到達したとき</li> <li>・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
		「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に到達したとき</li> <li>・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>								「はん濫警戒情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき)</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
		「はん濫警戒情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき)</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> </ul>								「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき)</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
(3) 洪水予報の種類・標題										(3) 洪水予報の種類・標題										水位の設定要領改訂による修正		
種類		情報名		発表基準						種類		情報名		発表基準						水位の設定要領改訂による修正		
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」		「はん濫発生情報」 又は 「はん濫発生情報 (はん濫水の予報)」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫が発生したとき</li> <li>・はん濫が継続しているとき</li> </ul>						「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」		「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に到達したとき</li> <li>・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
		「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に到達したとき</li> <li>・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>								「はん濫警戒情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき)</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> </ul>						水位の設定要領改訂による修正		
		「はん濫警戒情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき)</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> </ul>								「はん濫危険情報」		<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に達すると見込まれ</li></ul>								

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新			旧			説明
種類	情報名	発表基準	種類	情報名	発表基準	
「洪水注意報(発表) 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>	「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「はん濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>	文言整理
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>	「洪水注意報 (警報解除)」	「はん濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>はん濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>	
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	「洪水注意報解除」	「はん濫注意情報解除」	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれがなくなったとき	

美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新									旧									説明																																																
(4) 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等 (網走川・美幌川の国所管河川に限る。)																																																																		
(4) 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険レベル</th><th>洪水予報の標題 (洪水予報の種類)</th><th>水位の名称</th><th>町、町民の行動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル 1</td><td>(発表なし)</td><td>水防団待機水位</td><td>・水防団待機</td></tr> <tr> <td>レベル 2</td><td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td>氾濫注意水位</td><td>・町民は氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動</td></tr> <tr> <td>レベル 3</td><td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>避難判断水位</td><td>・町は避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報) ・避難勧告等の発令等の判断</td></tr> <tr> <td>レベル 4</td><td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td>氾濫危険水位</td><td>・町は避難勧告・指示 (緊急) 等の発令を判断</td></tr> <tr> <td rowspan="2">レベル 5</td><td></td><td>堤防天端到達</td><td>・町民の避難完了</td></tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td><td>(氾濫発生)</td><td>・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域町民の避難誘導</td></tr> </tbody> </table>																		危険レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	町、町民の行動	レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機	レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位	・町民は氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動	レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報) ・避難勧告等の発令等の判断	レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	・町は避難勧告・指示 (緊急) 等の発令を判断	レベル 5		堤防天端到達	・町民の避難完了	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域町民の避難誘導																						
危険レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	町、町民の行動																																																															
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機																																																															
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位	・町民は氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動																																																															
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報) ・避難勧告等の発令等の判断																																																															
レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	・町は避難勧告・指示 (緊急) 等の発令を判断																																																															
レベル 5		堤防天端到達	・町民の避難完了																																																															
	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域町民の避難誘導																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険レベル</th><th>洪水予報の標題 (洪水予報の種類)</th><th>水位の名称</th><th>町、町民の行動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル 1</td><td>(発表なし)</td><td>水防団待機水位</td><td>・水防団待機</td></tr> <tr> <td>レベル 2</td><td>はん濫注意情報 (洪水注意報)</td><td>はん濫注意水位</td><td>・町は避難準備情報 (要援護者避難情報) 発令を判断 ・町民ははん濫に関する情報に注意 ・水防団出動</td></tr> <tr> <td>レベル 3</td><td>はん濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>避難判断水位</td><td>・町は避難勧告等の発令を判断</td></tr> <tr> <td>レベル 4</td><td>はん濫危険情報 (洪水警報)</td><td>はん濫危険水位</td><td>・町民の避難完了</td></tr> <tr> <td>レベル 5</td><td>はん濫発生情報 (洪水警報)</td><td>(はん濫発生)</td><td>・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たにはん濫が及ぶ区域町民の避難誘導</td></tr> </tbody> </table>																		危険レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	町、町民の行動	レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機	レベル 2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	・町は避難準備情報 (要援護者避難情報) 発令を判断 ・町民ははん濫に関する情報に注意 ・水防団出動	レベル 3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難勧告等の発令を判断	レベル 4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	・町民の避難完了	レベル 5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たにはん濫が及ぶ区域町民の避難誘導																									
危険レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	町、町民の行動																																																															
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機																																																															
レベル 2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	・町は避難準備情報 (要援護者避難情報) 発令を判断 ・町民ははん濫に関する情報に注意 ・水防団出動																																																															
レベル 3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難勧告等の発令を判断																																																															
レベル 4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	・町民の避難完了																																																															
レベル 5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たにはん濫が及ぶ区域町民の避難誘導																																																															
(5) 水防警報の基準																																																																		
(5) 水防警報の基準																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系</th><th>河川名</th><th>水位観測所</th><th>所在地</th><th>平常水位(m)</th><th>水防団待機水位(m)</th><th>氾濫注意水位(m)</th><th>避難判断水位(m)</th><th>氾濫危険水位(m)</th><th>計画高水位(m)</th><th>発表機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">網走川</td><td rowspan="2">網走川</td><td>美幌</td><td>網走郡美幌町字鳥里3丁目</td><td>7.80</td><td>9.40</td><td>9.80</td><td>12.00</td><td>12.30</td><td>12.55</td><td rowspan="2">網走開発建設部</td></tr> <tr> <td>本郷</td><td>網走郡大空町女満別本郷219</td><td>1.09</td><td>2.60</td><td>3.20</td><td>5.10</td><td>5.30</td><td>5.75</td></tr> <tr> <td>美幌川</td><td>美幌橋</td><td>網走郡美幌町字美芳</td><td>8.33</td><td>9.40</td><td>9.70</td><td>11.20</td><td>11.40</td><td>12.03</td><td rowspan="3">網走建設管理部</td></tr> <tr> <td>魚無川</td><td>魚無川</td><td>網走郡美幌町字青山南11地先</td><td>-</td><td>25.06</td><td>25.35</td><td>25.82</td><td>26.03</td><td>26.22</td></tr> </tbody> </table>																		水系	河川名	水位観測所	所在地	平常水位(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	発表機関	網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	7.80	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	網走開発建設部	本郷	網走郡大空町女満別本郷219	1.09	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	8.33	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03	網走建設管理部	魚無川	魚無川	網走郡美幌町字青山南11地先	-	25.06	25.35	25.82	26.03	26.22
水系	河川名	水位観測所	所在地	平常水位(m)	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	発表機関																																																								
網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	7.80	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	網走開発建設部																																																								
		本郷	網走郡大空町女満別本郷219	1.09	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75																																																									
	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	8.33	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03	網走建設管理部																																																								
	魚無川	魚無川	網走郡美幌町字青山南11地先	-	25.06	25.35	25.82	26.03	26.22																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系</th><th>河川名</th><th>水位観測所</th><th>所在地</th><th>平常水位(m)</th><th>水防団待機水位(m)</th><th>はん濫注意水位(m)</th><th>避難判断水位(m)</th><th>はん濫危険水位(m)</th><th>計画高水位(m)</th><th>発表機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">網走川</td><td rowspan="2">網走川</td><td>美幌</td><td>網走郡美幌町字鳥里3丁目</td><td>7.80</td><td>9.40</td><td>9.80</td><td>12.00</td><td>12.30</td><td>12.55</td><td rowspan="2">網走開発建設部</td></tr> <tr> <td>本郷</td><td>網走郡大空町女満別本郷219</td><td>1.09</td><td>2.60</td><td>3.20</td><td>4.90</td><td>5.20</td><td>5.75</td></tr> <tr> <td>美幌川</td><td>美幌橋</td><td>網走郡美幌町字美芳</td><td>8.33</td><td>9.40</td><td>9.70</td><td>11.60</td><td>11.90</td><td>12.03</td><td rowspan="4">網走建設管理部</td></tr> <tr> <td>魚無川</td><td>魚無川</td><td>網走郡美幌町字青山南11地先</td><td>-</td><td>25.06</td><td>25.38</td><td>25.60</td><td>26.22</td><td>26.22</td></tr> </tbody> </table>																		水系	河川名	水位観測所	所在地	平常水位(m)	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)	発表機関	網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	7.80	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	網走開発建設部	本郷	網走郡大空町女満別本郷219	1.09	2.60	3.20	4.90	5.20	5.75	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	8.33	9.40	9.70	11.60	11.90	12.03	網走建設管理部	魚無川	魚無川	網走郡美幌町字青山南11地先	-	25.06	25.38	25.60	26.22	26.22
水系	河川名	水位観測所	所在地	平常水位(m)	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)	発表機関																																																								
網走川	網走川	美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	7.80	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55	網走開発建設部																																																								
		本郷	網走郡大空町女満別本郷219	1.09	2.60	3.20	4.90	5.20	5.75																																																									
	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	8.33	9.40	9.70	11.60	11.90	12.03	網走建設管理部																																																								
	魚無川	魚無川	網走郡美幌町字青山南11地先	-	25.06	25.38	25.60	26.22	26.22																																																									
国河川の水位見直しに伴う判断基準の見直しによる修正																																																																		
水位の設定要領改訂による修正																																																																		

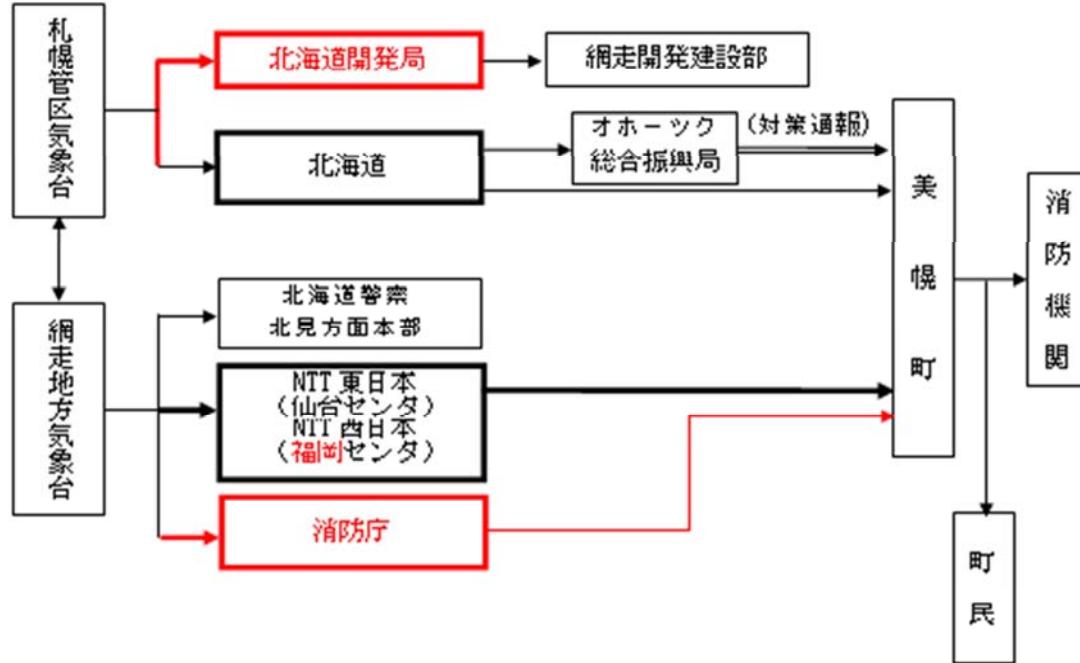
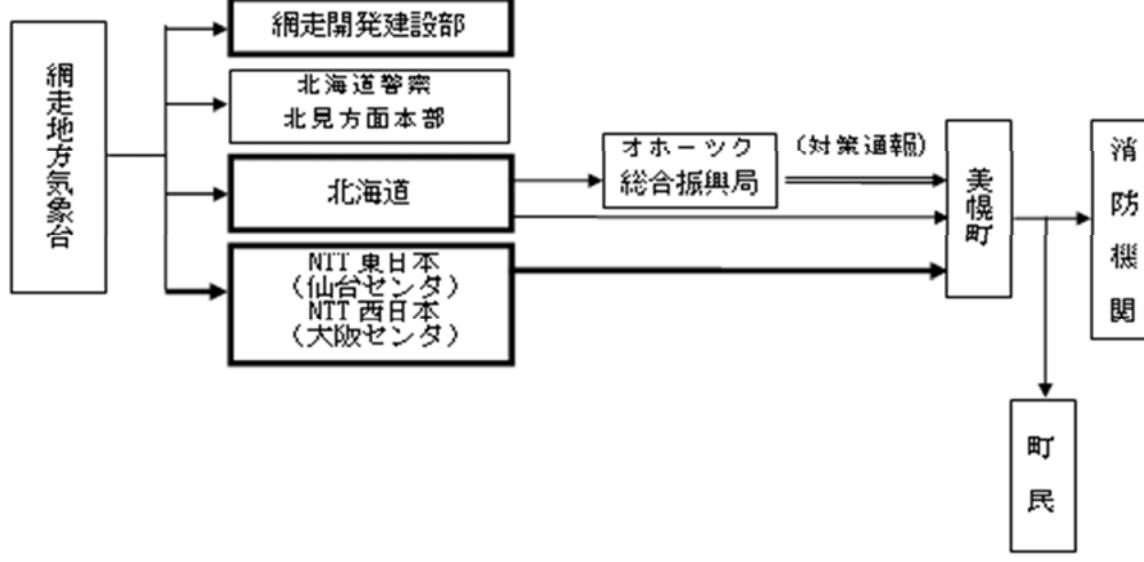
## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明																
<p>2 一般向けのもの</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象<u>特別警報</u>・警報・注意報</p> <p>　　a 気象特別警報</p> <table border="1"> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </table> <p>　　b 気象警報</p> <table border="1"> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪に<u>より</u>重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </table> <p>(以下 略)</p> <p>　　c 気象注意報</p> <table border="1"> <tr> <td>融雪<u>注</u>意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table> <p>(以下 略)</p> <p>オ 網走・北見・紋別地方気象情報</p> <p>気象の予報等について、<u>特別警報</u>・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、<u>特別警報</u>・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を<u>補完的に</u>解説する場合等に発表する。</p> <p>カ 土砂災害警戒情報</p> <p>北海道オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が<u>さらに</u>高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雪警報	大雪に <u>より</u> 重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。	融雪 <u>注</u> 意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。	<p>2 一般向けのもの</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象警報・注意報</p> <p>　　a 気象警報</p> <table border="1"> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪に<u>よって</u>重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </table> <p>(以下 略)</p> <p>　　b 気象注意報</p> <table border="1"> <tr> <td>融雪意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>洪水</u>、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> </table> <p>(以下 略)</p> <p>オ 網走・北見・紋別地方気象情報</p> <p>気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>カ 土砂災害警戒情報</p> <p>北海道オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p>	大雪警報	大雪に <u>よって</u> 重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。	融雪意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>洪水</u> 、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。	気象台意見による修正
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																	
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																	
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																	
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																	
大雪警報	大雪に <u>より</u> 重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。																	
融雪 <u>注</u> 意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。																	
大雪警報	大雪に <u>よって</u> 重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。																	
融雪意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>洪水</u> 、浸水、土砂災害などの被害が発生するおそれがあるときに発表される。																	

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明				
<p>キ 記録的短時間大雨情報</p> <p>網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような<u>猛烈な</u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>ク 竜巻注意報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生<u>しやすい気象状況になっている</u>時に、発表する。<u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</u> この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>コ 水防活動用の気象警報及び注意報の種類</p> <p>水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。その種類及び伝達系等は次のとおりである。</p> <p>a 種類</p> <table border="1"> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td><u>大雨特別警報・</u> 大雨警報</td> </tr> </table> <p>(以下 略)</p>	水防活動用気象警報	<u>大雨特別警報・</u> 大雨警報	<p>キ 記録的短時間大雨情報</p> <p>網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような<u>激しい</u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>ク 竜巻注意報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生<u>する可能性が高まった</u>時に、<u>網走・北見・紋別地方に</u>発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>コ 水防活動用の気象警報及び注意報の種類</p> <p>水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。その種類及び伝達系等は次のとおりである。</p> <p>a 種類</p> <table border="1"> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報</td> </tr> </table> <p>(以下 略)</p>	水防活動用気象警報	大雨警報	気象台意見による修正
水防活動用気象警報	<u>大雨特別警報・</u> 大雨警報					
水防活動用気象警報	大雨警報					

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明										
<p>b 水防活動用気象警報・注意報の伝達</p>  <p>→は警報のみ →は必要に応じ通報 ※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第3号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p><u>特別警報、警報、注意報の発表基準（基準値は予想値）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	<p>b 水防活動用気象警報・注意の伝達</p>  <p>→は警報のみ →は必要に応じ通報 ※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第3号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p><u>警報、注意報の発表基準（基準値は予想値）</u></p> <p>(以下 略)</p>	気象台意見による修正
種類	発表基準											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。											
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。											
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。											
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。											

## 美幌町地域防災計画【水防計画】修正比較表

新	旧	説明
<p>※ 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及びよそに基づいて判断する。</p> <p>※ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。 なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。</p> <p>※ 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p> <p>※ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを、洪水注意報においては、おなじく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表することを意味する。」</p>	<p>※ 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。 なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。</p> <p>※ 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p>	気象台意見による修正